

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年5月2日 10時00分ごろ
発生場所	三重県 ^{とほ} 鳥羽市 ^{すが} 菅島北東方沖 菅島灯台から真方位056°580m付近 (概位 北緯34°30.2′ 東経136°54.4′)
事故の概要	プレジャーボートあき丸は、北進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年5月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート あき丸、5トン未満（長さ4.7m）
船舶番号、船舶所有者等	243-18688三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、平成30年5月2日09時45分ごろ鳥羽市^{あら}安楽島漁港を出港し、約15ノットの対地速力で菅島北東方沖を北進していたところ、10時00分ごろ暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海図などで本事故発生場所付近の水路状況を確認していなかったため、本件暗岩の存在を知らなかった。</p> <p>海図W73（鳥羽港付近）によれば、菅島北東方には、多数の暗岩等の浅所が点在している。</p> <p>本船の喫水は、船首が約0.3m、船尾が約0.5mであった。</p>
分析	本船は、菅島北東方沖を北進中、船長が、本件暗岩の存在を知らなかったことから、本件暗岩に向かって航行し、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、菅島北東方沖を北進中、船長が、本件暗岩の存在を知らなかったため、本件暗岩に向かって航行し、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行予定海域については、事前に海図などを用いて水路状況を確認し、暗岩等の浅所から十分な距離を隔てて航行すること。